平成２６年（フ）第４３９７号
大阪府枚方市招提大谷３丁目45番19号
債務者　水口　京子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０２号
大阪府大東市北条５丁目８番20号
債務者　中田ハル子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６号
函館市湯川町３丁目９番23―407号
債務者　荒木　　哲
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２８９号
函館市駒場町９―13―903、住民票上の住所函館市本町17番２―701号
債務者　熊木美智子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
函館市東川町24番７号　イーストサイドアパートメントＣ号
債務者　給田　千浪
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
北海道北見市北５条東４丁目12番地１　コーポふじい103号
債務者　中野　　博（旧姓荻）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
北海道北見市本町３丁目３番19―202号
債務者　中野　愛子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
北海道北見市本町３丁目３番19―202号
債務者　中野智恵美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
千葉県佐倉市井野1084番地１　サンビレッジ佐倉Ｏ棟101号室
債務者　高鉾とし子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９１号
千葉県成田市南羽鳥1639番地１
債務者　東　のぞみ
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９２号
千葉県佐倉市中志津１丁目23番11号　中志津コーポ202
債務者　佐藤　義高
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９８号
千葉県富里市七栄533番地80　アクアグリーン201
債務者　和田　郁也
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８３号
千葉県君津市俵田246番地５
債務者　榎本　澄江
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８９号
千葉県木更津市潮浜２丁目１番地15　飛鳥ハウス潮浜
債務者　濵野　功一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９１号
千葉県木更津市清見台２―９―７、住民票上の住所千葉県千葉市中央区宮崎町496番地17
債務者　立野　重雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２７４号
高知市鴨部1146番地５　ドミール鴨部102号
債務者　筒井　　梓
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９４６号
さいたま市中央区本町東５丁目10番７号　あざみ荘
債務者　山内　智之
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６０号
さいたま市北区日進町２丁目684番地
債務者　小田川美鈴
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係